

赤ちゃんができたら（手続き確認シート）



妊娠されたら

□ 母子健康手帳の交付

- ・「妊娠届書」を提出して、母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診手帳・予防接種手帳の交付を受けましょう。
- ・その他、詳細については担当までお問い合わせください。
- ・交付時に妊婦に対しての健康相談・妊娠中の栄養・分娩のための準備・妊娠中の心得などの指導・相談を行います。面談後に「妊婦支援給付金」申請書を交付します。

*「くらしの便利帳」参照。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域保健）〕 電話：4302-9882】

□ 健康保険加入者の出産育児一時金について

- ・健康保険に加入の被保険者が出産したときは、出産育児一時金が給付されます。
- ・出産育児一時金は加入している健康保険から医療機関などへ直接支払う制度がありますので、ご希望の方は出産を予定している医療機関などに申し出てください。

□ 大阪市国民健康保険・国民年金の産前産後減免について

- ・大阪市国民健康保険・国民年金に加入されている出産予定の方は産前産後減免の手続きができますので、母子手帳・資格確認書を持参ください。詳細については担当までお問い合わせください。

【担当：区役所1階①番窓口〔保険年金課（保険）〕 電話：4302-9956】

□ 妊娠8か月頃アンケート及び面談(伴走型相談支援)

- ・妊娠8か月ころに状況をお伺いするアンケートを送付しますので、ご協力をお願いします。面談希望者には、保健師または助産師が家庭訪問します。



出産されたら(手続き・請求関係 ①～⑤の番号順に手続きください。)

① □ 出生届の提出

- ・お子さまが生まれた日から14日以内(出生日を含む)に出生届を提出しなければなりません。届出済証明欄に押印しますので、母子健康手帳をお持ちください。

*「くらしの便利帳」参照。

【担当：区役所1階①番窓口〔住民情報課（戸籍）〕 電話：4302-9961】

② □ 大阪市国民健康保険加入者の手続き【資格確認書の交付と出産育児一時金の請求】

- ・新生児の資格確認書をお渡ししますので、出生届を提出されたあと担当窓口までお越しください。
- ・出産育児一時金について、直接支払い制度を利用されなかった場合や、直接支払い制度を利用され医療機関などからの請求額が出産育児一時金支給額に満たず差額が生じた場合は、健康保険の窓口で給付申請してください。申請の際には被保険者証・資格確認書もしくは資格情報のお知らせ・印かん・母子健康手帳・世帯主名義の銀行預金通帳・医療機関が交付した直接支払い制度の合意文書・領収書などが必要です。

受付印

*出産育児一時金支給額は、産科医療補償制度に加入済医療機関等で出産の場合500,000円、未加入医療機関等で出産の場合488,000円です。

※なお、大阪市国民健康保険以外の健康保険に加入中の方は、加入しておられる健康保険組合にお問い合わせください。（区役所で手続きはできません。③の手続きへ。）

【担当：区役所1階①番窓口〔保険年金課（保険）〕 電話：4302-9956】

③ □ 新生児出生連絡票の提出

- 母子健康手帳についている新生児出生連絡票を、担当窓口に提出してください。
住民情報課(戸籍)⑮番窓口の「新生児出生連絡票ポスト」に投函していただくか、郵送(切手不要)でも結構です。

※助産師や保健師がお宅を訪問して保健相談を行います。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域保健）〕 電話：4302-9882】

受付印

④ □ 児童手当の申請

- お子さまを養育する父母などに手当が支給されます。出生日の翌日より15日以内に申請してください。(公務員の方は職場で申請してください。)
- その他、詳細については担当までお問い合わせください。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域福祉）〕 電話：4302-9857】

受付印

⑤ □ こども医療証の交付申請

- お子さまの保険診療に係る医療費等について、申請により助成します。
申請には、お子さまの健康保険証や保護者の所得等を確認する必要があります。
(お子さまの健康保険資格取得後に申請してください。)
- その他、詳細については担当までお問い合わせください。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域福祉）〕 電話：4302-9857】

受付印

◆ 健康診査

- 生後1～2か月児は母子健康手帳別冊についている乳児一般健康診査受診票に必要事項を記入して、委託医療機関に提出・受診してください。
- 3か月児健康診査(3か月～4か月児)、1歳6か月児健康診査(1歳6か月～1歳7か月児)、3歳児健康診査(3歳6か月児)は担当より対象者へご案内いたします。(無料)
- 9～11か月児の健康診査を受診される方は、3か月児健康診査時に交付します受診票に必要事項を記入して、市内の委託医療機関に提出・受診してください。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域保健）〕 電話：4302-9882】

◆ 予防接種

- 「小児用肺炎球菌」「B型肝炎」「ロタウイルス」「5種混合」「ジフテリア・破傷風混合(DT)」「BCG」「麻しん・風しん混合」「水痘」「日本脳炎」など予防接種のことは、担当までお問い合わせください。
* 予防接種手帳 参照。
- 出生月の翌月末に「予防接種番号」をお送りします。案内が届いたら予防接種手帳と一緒に大切に保管してください。(医療機関で予防接種を受ける際に必要です。)

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（地域保健）〕 電話：4302-9882】

◆ その他の子育て情報

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所や地域の子育て支援施設などの情報提供、相談・援助などを行なっています。
担当までお問い合わせください。

【担当：区役所3階③番窓口〔保健福祉課（子育て支援室）〕 電話：4302-9936】

◆ 外国人住民にかかる届出

- 中長期在留者の場合、生まれた日から30日以内に出入国在留管理局へ在留資格取得許可申請をしてください。詳細は大阪出入国在留管理局（大阪市住之江区南港北1-29-53）Tel0570-064259までお問い合わせください。